

第4章 職員厚生

○羽村・瑞穂地区学校給食組合職員互助組合に関する条例

昭和55年12月26日条例第9号

最終改正 平成19年7月12日条例第2号

(目的)

第1条 羽村・瑞穂地区学校給食組合に勤務する職員（以下「職員」という。）およびその他管理者が指定した者は、その相互共済および福利を目的とする組合を組織する。

(予算)

第2条 羽村・瑞穂地区学校給食組合は、毎会計年度予算の定める範囲内において、交付金を互助組合に交付する。

(事務に従事する職員)

第3条 管理者は、職員を互助組合の事務に従事させることができる。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

付 則（平成19年7月12日条例第2号）抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成19年8月1日から施行する。